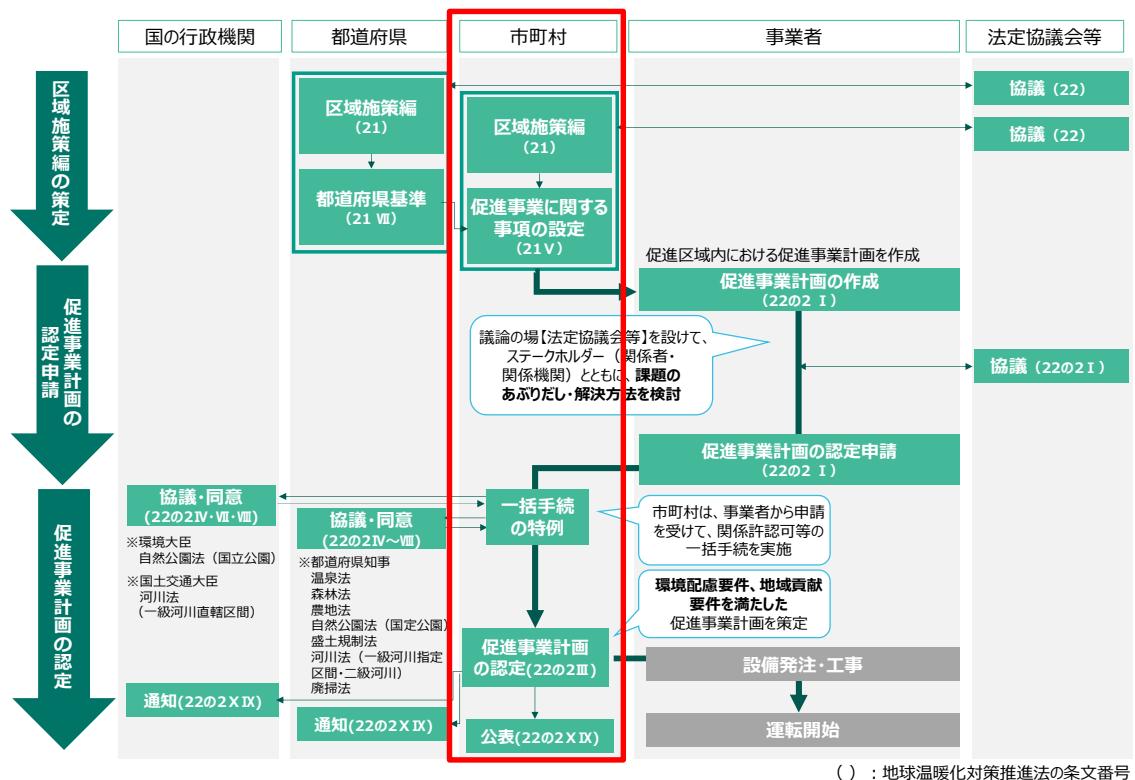


第2 市町村の対応



この項目では、促進事業制度における市町村の対応について解説します。

1 促進事業に関する事項の設定

(1) 促進事業の趣旨等

促進事業は、地域共生型再エネの導入を促進し、地域の脱炭素化を推進する取組です。具体的には、再エネ施設の整備及び当該整備と一体的に実施する地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全に関する取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組によって構成されます。

個別の再エネ導入計画が事業化される段階における客観的評価を行う仕組みとして環境影響評価法に基づく各種手続がありますが、本事業は、事業者による**個別の事業計画立案に先立ち、地域共生型再エネの導入検討を行う仕組み**であり、地域経済への裨益等といった社会的側面への影響も含めて検討されることから、地域の持続可能性を踏まえた戦略的アセスメントの推進に資する取組です。

地域共生型再エネの導入促進に当たっては、長期的に望ましい地域の絵姿を実現するため、都市計画やまちづくりの一環として取り組むことが求められます。また、導入と同時に地域の課題解決を図ることも期待されています。

再エネ導入と地域の課題解決の同時実現の事例として、これまで以下に示すような取組が展開されています。このような事業を実現するには、市町村にて「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（第21条第5項第5号口）」（28、29ページ参照）として、可能な限り公益的で具体的な方向性を設定することが求められます。

- ・林地と市街地の境界となる遊休地に太陽光発電を整備することにより、近隣住民が悩まされていた獣害の回避・防止に繋げている事例
- ・市民ファンドを通じた太陽光発電（メガソーラー）の整備などにより、エネルギー多産消費型の農業経営改革を図っている事例
- ・耕作放棄地に営農型太陽光発電施設を整備することにより、地域農業の活性化と再生可能エネルギーの供給を両立させている事例
- ・風力発電所の売電収入の一部を文化財の維持管理事業に充てるなど、交流人口拡大を通じた観光業の活性化に寄与している事例
- ・風力発電所の建設に伴い整備した長距離林道を地方公共団体に移管し、林業に供用することで、林業活性化を図っている事例
- ・風力発電所の周辺用地の造園により、地域住民に親しみやすいランドスケープを創設するとともに、農作物実証栽培エリアを設置し、地域住民の農業体験に供用している事例

(2) 促進事業に関する事項の全体像・検討について

市町村は、区域施策編において、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項（法第21条第3項各号）を定める場合、以下の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（法第21条第5項各号）を定めるよう努めることとされています（法第21条第4項）。

促進事業は、市町村が促進事業に関する事項を全て定めた上で、当該市町村が促進事業計画を認定することで実施可能となります。また、促進事業に関する事項の設定に当たっては、法第21条第5項各号に対応する事項を定めたものとして明確に示すことが望まれます。

- ①地域脱炭素化促進事業の目標（法第21条第5項第1号）
- ②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（法第21条第5項第2号）
- ③促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（法第21条第5項第3号）
- ④地域の脱炭素化のための取組（法第21条第5項第4号）
- ⑤地域の環境保全のための取組（法第21条第5項第5号イ）
- ⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（法第21条第5項第5号ロ）

また、促進事業に関する事項の設定後においても、適時適切に見直すことが望まれます。特に、促進事業の目標や促進区域等は、区域施策編に掲げる目標の達成に資するよう、当該再エネ事業を計画的に推進するために設定するものであることから、国及び都道府県における取組の動向を踏まえ、計画策定市町村自身の目標が変更された場合等に見直すことが望されます。

(3) 促進事業に関する事項の定め方

以下では、法21条第5項各号の定め方について詳しく解説します。

ア 地域脱炭素化促進事業の目標（第21条第5項第1号）

(ア) 趣旨

区域施策編に定める区域全体の温室効果ガス削減目標や再エネ導入目標等を踏まえ、それらの目標の達成に資するよう促進事業の目標を検討します。

(イ) 目標設定に係る考え方・検討手順

直近の2030年度の目標達成のみならず、2035年度や2040年度といった中期的な目標や、2050年といった長期的な目標も踏まえ、地熱発電事業等の事業検討着手から発電開始までに一定の時間を要する再エネ種についての情報も収

集・把握し、検討することが求められます。

(ウ) 定め方

再エネ種別に、以下の要素について定量的に定めることが適切です。

- ・事業認定件数の見込みといった事業そのものの量の目標
- ・事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減効果や、事業により導入される発電設備容量 (kW)、発電量(kWh)に関する目標※
- ・それぞれ見込みを達成する年限
- ・促進事業による地域経済効果に関する目標

※ 地域の再エネの導入に関する目標としては kW (設備容量を示す単位) と kWh (導入設備が生み出した電力量を示す単位) の2通りの指標が想定されます。どのような視点から事業を位置付けるかを十分検討し、適切な単位を選ぶ必要があります。

イ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）

(ア) 趣旨

再エネ導入に伴う地域トラブルの未然回避による地域共生型再エネの適地誘導と、再エネポテンシャルの最大限活用を図るため、具体的な再エネ事業計画が立案・公表される事前の段階において、地域の環境保全への適正な配慮が確保され得る地域共生型再エネの導入候補地となるエリアを促進区域としてあらかじめ示します。

(イ) 促進区域の設定に係る考え方・検討手順

➤ 考え方

促進区域の設定に当たっては、環境省令に定められた基準に従い、再エネポテンシャルの最大限活用の観点が特に重要となることから、その検討に当たっては、再エネ種別や想定される事業規模、設置形態別にその導入可能性を整理・検討し、地域共生型再エネとしての導入余地がある場合は、積極的にその候補地とすることが望されます。

また、都道府県基準が定められている場合は、当該基準に基づき定めることが必要です。

再エネポテンシャルの観点から事業者の導入が予想されるような区域について積極的に促進区域を設定し、将来、事業者によって導入されうる再エネと地域住民との間での調整の余地を作り出すことが可能となります（新たに事業者が進出する場合に、地域と事業者の調整を図ることが法律上可能となることを目

第2 市町村の対応

的とした促進区域の設定を行うことが可能です)。

なお、促進区域の設定方法の1つである広域的ゾーニング型の検討手順は別冊第4章4をご参照ください。

➤ 検討手順

市町村が促進区域を設定するに当たり検討すべき事項の全体像は、以下のとおりです。

- ① 国が定める環境保全に係る基準の収集・把握（規則第5条の2）
- ② 都道府県基準の収集・把握（法第21条第6項）
- ③ 再エネポテンシャルや需要地に関する既存情報の収集・把握
- ④ 市町村が考慮すべき固有の事項（環境保全、社会的配慮）の検討
- ⑤ その他の確認

① 国が定める環境保全に係る基準の収集・把握

国では、再エネ導入により環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、全国一律で促進区域に含めることができない区域等を定めており、促進区域の設定に当たっては当該基準に従う必要があります。（表2-1 参照）。

●促進区域に含めない区域（規則第5条の2第1項第1号。以下「1号区域」という。）

表 2-1 1号区域

| 区域 | 根拠法令 |
|--|--------------------------|
| 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 | 自然環境保全法 |
| 国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く） | 自然公園法 |
| 国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |
| 生息地等保護区のうち管理地区 | 種の保存法 |

※具体的な場所については、REPOSにおいて地図上で確認可能です。

第2 市町村の対応

- 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域（規則第5条の2第1項第2号、以下「2号区域」という。）

※促進区域の設定検討にあたっては、支障の回避のために必要な対応について、所管組織とよく相談してください。

表 2-2 2号区域

| 区域 | 相談先 | 留意事項 |
|---|------------------------------------|--|
| 国立公園又は国定公園の地域であって、 1号区域以外のもの (自然公園法) | 地方環境事務所 都道府県 | 許可・届出制 |
| 種の保存法第39条第1項に基づく監視 地区 | 地方環境事務所 | 届出制 |
| 砂防法（明治30年法律第29号）第2 条の規定により指定された砂防指定地 | 都道府県 | 許可制 |
| 地すべり等防止法（昭和33年法律第30 号）第3条第1項の規定により指定され た地すべり防止区域 | 都道府県 | 許可制 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に關 する法律（昭和44年法律第57号）第 3条第1項の規定により指定された急 傾斜地崩壊危険区域 | 都道府県 | 許可制 |
| 森林法（昭和26年法律第249号）第 25条第1項又は第25条の2第1項若 しくは第2項の規定により指定された 保安林（同法第25条第1項第9号に掲 げる目的を達成するために指定された ものを除く。） | 森林管理局 都道府県 (航行目標保安林を除 く。) | 許可や保安林の指定解除 が必要 保安林のうち、航行目標保 安林は、表2-5を参照し てください。 |

- 促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められること
が必要な事項（規則第5条の2第1項第3号、以下「3号事項」という。）

表 2-3 3号事項

| 事項 | 相談先 | 留意事項 |
|---|----------|---|
| 種の保存法第4条第3項に基づく国内 希少野生動植物種の生息・生育への支障 | 地方環境事務所 | その生息・生育に支障を 及ぼすおそれがないこと が求められます。 |
| 騒音その他の生活環境への支障 | 市町村環境部局等 | 生活環境への支障を及ぼ すおそれがないように措 置することが求められま す。 |

② 都道府県基準の収集・把握

●都道府県の基準が定められている場合

都道府県基準が定められている場合は、当該基準に定められた事項を確認しながら、市町村において環境保全や社会的配慮の観点を踏まえて、促進区域を設定することとなります。

なお、市町村における促進区域の検討過程において、都道府県基準をよりどころにして検討した結果、都道府県基準と一致しない促進区域案が浮かび上がった場合には、促進区域の設定が可能となるように都道府県へ事前相談することが望れます（61ページ参照。）。

●都道府県基準が定められていない場合

都道府県基準が定められていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です。その際、都道府県と市町村は緊密に連携し、意見交換による見解のすり合せ等の事前調整を実施することが望れます。

③ 再エネポテンシャルや需要地に関する既存情報の収集・把握

上記①及び②を考慮の上で促進区域として設定することが可能なエリアにおいて、再エネポテンシャルや需要地に関する情報を収集・把握します。その際、市町村の区域施策編における再エネ導入目標を意識しながら、**再エネ種別にポテンシャルを把握することが求められます。**

情報収集においては、環境省の提供するREPOS等を活用するほか、都道府県、市町村及び関係機関等が有する文献調査を実施すること等が考えられます。

なお、地熱発電に係る再エネポテンシャルの把握について、別冊第4章5をご参照ください。

④ 市町村が考慮すべき固有の事項（環境保全、社会的配慮）の検討

促進区域となり得るエリアにおいて、上記①及び②以外で環境保全の観点から考慮すべき事項の有無を検討します。また、環境保全以外の地域特有の社会的配慮が必要なもの（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統等）の有無について検討します。

環境保全の観点の例は表2-4、社会的配慮の観点の例は表2-5をご参照ください。これらの情報は、EADASや行政機関（地方環境事務所等や都道府県の担当部署）等から収集します。

なお、当該検討にあたっては、法令等で定められた区域（例えば、保安林、農地、市街化調整区域など）を一律に促進区域から排除することは望ましくありません。地域脱炭素化促進施設を設置するために必要な対応について、所管機関等

第2 市町村の対応

と相談した上で、条件を付して促進区域とする方法も考えられます。

表 2-4 市町村が考慮すべき固有の事項（例：環境保全の観点）（1/2）

| 固有の事項 | 内容詳細 | 相談先 |
|--------------------------------------|---|-------------------|
| 世界自然遺産（世界遺産条約） | 「顕著な普遍的価値（人類全体にとって特に重要な価値）」を有し、将来にわたり保全すべき遺産として世界遺産委員会が認める「自然遺産」 | 地方環境事務所 |
| ラムサール条約湿地（ラムサール条約） | ラムサール条約に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地 | 地方環境事務所 |
| 国指定鳥獣保護区＜環境省令で定める特別保護地区を除く＞（鳥獣保護管理法） | 当該鳥獣保護区の指定区分やその理由に鑑み、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの事業特性や規模を踏まえ、特に、風力発電施設については、バードストライク等により鳥類等の生息に影響を及ぼすおそれがあることも踏まえ慎重な対応が求められます。 | 地方環境事務所 |
| レッドリスト掲載種 | 絶滅のおそれがある野生生物の種のリストであり、環境省や都道府県等が作成しています。 | 地方環境事務所 都道府県 |
| 自然共生サイト | 環境大臣により「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として認定された区域。令和7年度からは、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき認定された増進活動実施計画等の実施区域。 | 地方環境事務所 サイト管理者 |
| 生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山） | 国土全体の生物多様性を保全する上で重要な里地里山 | 地方環境事務所 |
| 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地） | 国土全体の生物多様性を保全する上で重要な湿地 | 地方環境事務所 |
| 生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域） | 我が国周辺の海域の生物多様性を保全していく上で重要度の高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に抽出したもの | 地方環境事務所 |
| 自然再生の対象となる区域 | 「自然再生推進法」に基づく自然再生全体構想に定められた区域 | 自然再生協議会 |
| 保護林、緑の回廊（国有林野） | 保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することを目的としている国有林野です。 緑の回廊は、野生生物の生育・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため「保護林」を中心にネットワークを形成する国有林野です。 | 森林管理局 |
| 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法） | 国として重要な文化財。 各文化財の保存活用の方針については、保存活用計画等に示されている場合があります。 | 都道府県 |

第2 市町村の対応

表 2-4 市町村が考慮すべき固有の事項（例：環境保全の観点）（2/2）

| 固有の事項 | 内容詳細 | 相談先 |
|--|--|------|
| 風致地区（都市計画法） | 良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域 | 都道府県 |
| 特別緑地保全地区（都市緑地法） | 樹林地、草地、水沼地等の地区が単独若しくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもの等に該当する緑地 | 都道府県 |
| 歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法） | 我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地 | 都道府県 |
| 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律） | 無秩序な市街化の防止、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域 | 都道府県 |
| 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等） | 都道府県が独自に定める条例等において、環境保全の観点から配慮することが望ましい事項（都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域、都道府県指定鳥獣保護区を含む。）が示されている場合 | 都道府県 |

第2 市町村の対応

表 2-5 市町村が考慮すべきと判断する固有の事項（例：社会的配慮の観点）（1/2）

| 固有の事項 | 内容詳細 | 相談先 |
|-----------------------------------|--|---------------|
| 河川区域（河川法） | 工作物の設置に当たっては、治水上又は利水上等の支障を生ずるおそれのないことが必要です。 | 河川管理者 |
| 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法） | 土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるため、警戒避難体制の整備等を必要とする区域です。 土砂災害警戒区域等や、土砂災害の原因地である土砂災害警戒区域等の上流域については、再工法設備の施設による土砂流出・地盤の崩壊の可能性について留意することが重要です。 | |
| 保安林のうち航行目標保安林（森林法） | 海岸又は湖岸の付近にある森林で地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標とすることで、航行の安全を図るためのものです。 | 森林管理局 都道府県 |
| 保安林予定森林等（森林法） | 間もなく保安林に指定されることを告示し、その内容を森林所有者等に通知している森林です。 保安林予定森林の告示まで手続は進行していないものの、今後保安林への指定が見込まれる森林も存在します。 | |
| 世界文化遺産（世界遺産条約） | 世界遺産の資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍であっても、各種事業の導入に当たり、世界遺産に何らかの影響を及ぼす可能性がある場合には遺産影響評価（HIA）を行うことが求められます。 | 文化庁 都道府県 |
| 優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再工法） | 農地を農地以外のものにする場合には、「農地法」に基づく農地転用の許可（農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可をいう。以下同じ。）が必要ですが、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域内の農地その他の優良な営農条件を有する農地は、原則として農地転用の許可をすることができません。 また、地球温暖化対策計画においては、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農山漁村再工法の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にのっとって行うべきである。」とされており、農山漁村再工法においても農用地区域内の農地その他の優良な営農条件を有する農地は、原則として設備整備区域に含めないこととされています。 | 都道府県 農業委員会 |
| 港湾（港湾法） | 港湾区域（海域）に関しては、港湾法に基づく再工法設備設置に関する合意形成に関する制度があることから、地域脱炭素化促進事業制度の対象外としています。 | 港湾管理者 |

第2 市町村の対応

表 2-5 市町村が考慮すべきと判断する固有の事項（例：社会的配慮の観点）（2/2）

| 固有の事項 | 内容詳細 | 相談先 |
|---|---|--------------|
| 航空施設（航空法） | 風力発電設備については、「航空法」による制限表面や航空路監視レーダー、航空保安無線施設等電波を発射する施設の周辺では、施設等の設置に調整が必要な場合があります。 | 空港事務所 |
| 気象レーダー | 風力発電設備については、気象庁が設置する気象レーダーや国土交通省が設置するレーダー雨量計等の観測への影響が懸念される場合があります。 | 気象庁 地方整備局 |
| 防衛施設 | 風力発電設備については、レーダーのような電波を発する装備品の運用への影響や航空機の運航への影響、各種訓練への影響等、自衛隊や在日米軍の活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。 こうした影響については、防衛施設から遠く離れた場所でも生じる場合があるため、場所にかかわらず、なるべく検討の早期の段階から相談することが重要です。 | 防衛省 |
| 文化財＜史跡、名勝、天然記念物及び重要な文化的景観以外のもの＞（文化財保護法） | 歴史の中で生まれ育まれた文化的所産として重要なもの。 各文化財の保存活用の方針については、各文化財の保存活用計画等に示されている場合があります。 | 都道府県 |
| 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい都道府県独自制度（条例等） | 都道府県が独自に定める条例等において、環境保全以外の観点から留意が必要な社会的配慮に係る事項が示されている場合には、促進区域の検討に当たって、その取扱いについてよく相談することが重要です。 | 都道府県 |

⑤ その他の確認

①から④以外の確認事項として電力系統や既存の再エネ規制条例等の有無を確認することが必要です。

●電力系統について

電源や系統に関する公開・開示情報を確認します。

●既存条例との関係について

都道府県・市町村によっては、再エネ導入を規制する条例や、その具体的エリアを定めている場合があります。当該条例が定められている場合には、関係する地方公共団体や府内関係部局に対し、促進事業に関する事項の設定に当たり留意すべき事項等を確認します。

●促進区域の対象海域について

以下の海域は促進事業制度における促進区域を設定することができません。

- ①再エネ海域利用法で対象としている一般海域
- ②港湾区域
- ③低潮線保全区域
- ④海岸保全区域（国土交通大臣の所掌に関するもの）



図 2-1 地球温暖化対策推進法における促進区域の対象海域

(ウ) 区域施策編における促進区域の示し方

区域施策編において促進区域を示すに当たり、事業計画の認定判断や事業者による事業計画立案推進に資する観点から、促進区域の境界線は明確に示す必要があります。

道路、河川等の地形地物界を用いて範囲を図示することや、地番の列記を基本とし、適切な縮尺の地図を併用する等、外縁が明確になる方法を用いて促進区域を定めます。可能であれば、地番に代えて住居表示や町・字を用いて区域を示すことが望まれます。

表 2-6 促進区域を地番等により設定する場合の例

| 地区 | 地域の所在 | 面積 | 施設種別 |
|------|--------------------|------------------|------------|
| A 地区 | ○○市○○町○ ○番地ほか○筆 | ○○m ² | 太陽光発電設備の整備 |
| B 地区 | ○○市△△町△ △番地ほか△筆 | △△m ² | 風力発電設備の整備 |

第2 市町村の対応

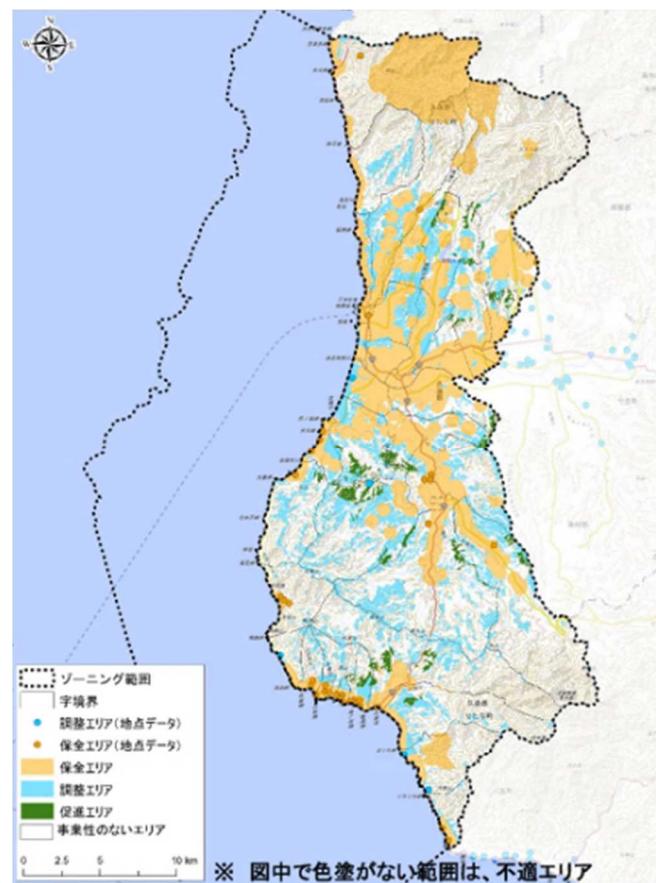


図 2-2 地図を用いて促進区域を設定する場合の例

ウ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模 (第21条第5項第3号)

(ア) 趣旨

促進事業の目標を達成することができるよう、再エネ種別に、促進区域において導入を促進すべき地域脱炭素化促進施設の種類や規模を設定します。

(イ) 考え方・検討手順

再エネ種別や規模の設定に関する考え方としては、設定した促進区域内にどの再エネ種をどれだけ導入することで、促進事業の目標を達成できるかという観点が必要となります。また、再エネポテンシャル等地域の自然的・社会的条件等に応じて設定することが必要です。

このため、検討の際は以下の要素等を考慮することが重要となります。

- ・温室効果ガス削減目標
- ・再エネの目標（区域内における再エネ種別の設備容量の導入目標）

なお、導入可能性から逆算して、区域施策編における温室効果ガス削減目標や、再エネの目標（区域内における設備容量の導入目標）を改定することも可能です。

(ウ) 定め方

規模については、再エネ発電設備については設備容量 (kW)、再エネ熱供給施設については熱量 (GJ) で設定することが考えられます。具体的な設定に当たっては以下のとおり定めることが考えられます。

① 促進区域全体で定める（氷見市、球磨村等）

促進区域全体において、合計で導入を考えている量を規模として設定します。また、促進区域が当該市町村区域内の複数の地区に分かれている場合は、地区別に規模を設定します。

② 規模の下限又は上限を設定する（小田原市等）

施設規模が小さいことで、合意形成を図る必要がないことが想定される場合は、対象となる規模の下限を設定します。また、促進区域内での累積的な環境影響を考慮し、上限を設定します。

エ 地域の脱炭素化のための取組 (第21条第5項第4号)

(ア) 趣旨

地域の自然的・社会的条件に応じて、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギー・利益等を活用した取組の実施に関し、地域の脱炭素化に貢献する取組の方針を定めます。

(イ) 考え方・検討手順

第2 市町村の対応

地域の脱炭素化のための取組を設定する際の考え方として、促進事業の実施内容である「地域脱炭素化促進施設の整備」と一体的に行うものであることを前提とすることが必要です。

検討の際は、設定する地域の脱炭素化のための取組をイメージすることが重要です。

地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用することで、市町村内の温室効果ガスの排出削減等に貢献する取組を推進する観点から方針を検討します。

方針の検討に当たっては、区域施策編に掲げる目標や、実施しようとする措置の内容を踏まえて、具体的な取組をイメージすることが重要です。

(ウ) 定め方

市町村が「地域の脱炭素化のための取組」として定めることが想定される取組として、施設整備等のハード面の取組や環境教育等のソフト面の取組、あるいはそれらが一体となった取組を位置付けることが考えられます。

例えば、地域脱炭素ロードマップにおいて掲げられた取組を含めることも考えられます。

表 2-7 に「地域の脱炭素化のための取組」の例を示します。

表 2-7 施設整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（例）

| 部門 | 取組イメージ |
|-------|--|
| 再エネ | 地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等） |
| 建築物 | 住宅・建築物の省エネ性能等の向上 |
| 運輸 | ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV） EV充電設備の整備等の街づくりへの貢献 コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり |
| 資源循環 | 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行 |
| 吸収源対策 | 地域の森林整備等のCO ₂ 吸収源対策 |
| その他 | 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立 地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供 バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保 |

オ 地域の環境の保全のための取組（第21条第5項第5号イ）

(ア) 趣旨

促進事業に求める地域の環境の保全のための措置の方針を定めます。

(イ) 考え方・検討手順

「地域の環境の保全のための取組」は、上記のように促進事業に求める環境の

第2 市町村の対応

保全のための措置の方針を定めるものであり、その具体的な内容は、地域の実情に応じて以下の項目から必要なものを選び出し、その具体的な内容を定めることができます。

- ・環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項
- ・生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項
- ・人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

当該取組の検討に当たっては、施行規則第5条の5を参考としながら項目を検討することが可能です。

具体的な内容を検討するに当たっては、事業による環境影響を軽減するための取組だけでなく、環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす取組）を事業計画に盛り込むことを位置付けることが重要です。

(ウ) 定め方

具体的な実施事項の例としては、事業特性や地域特性等に応じて様々な取組が考えられますが、以下のような取組が考えられます。

- 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
- 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成する等により影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施。

(エ) 参考

「地域の環境の保全のための取組」の設定に当たっては、多くの市町村において、環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分でない点を踏まえ、例えば、環境配慮に関する既存のガイドライン類に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照し、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模等に応じて、「地域の環境の保全のための取組」として定めることを検討するよう推奨します（表2-8参照）。

第2 市町村の対応

表 2-8 地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類

| 発電種 | 参考とするガイドライン |
|---------|--|
| 太陽光発電 | 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省) |
| | 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) |
| | 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) |
| 風力発電 | 「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)」(令和2年3月環境省) |
| | 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) |
| | 「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) |
| 中小水力発電 | 「事業計画策定ガイドライン(中小水力発電)」(平成29年1月資源エネルギー庁) |
| | 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) |
| | 「小水力発電設置のための手引き」(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局) |
| 地熱発電 | 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」(令和5年3月(令和6年3月一部改訂)環境省) |
| | 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及びその解説通知(令和3年9月環境省) |
| | 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) |
| | 「事業計画策定ガイドライン(地熱発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) |
| バイオマス発電 | 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) |
| | 「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) |

力 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（第21条第5項第5号口）

(ア) 趣旨

地域全体の将来像を踏まえ、促進事業を行なおうとする事業者に求める地域の活性化や災害時のエネルギー確保等地域課題の解決に貢献する具体的な取組の方針を定めます。

(イ) 考え方・検討手順

市町村は、地域の将来像も踏まえつつ、地域循環共生圏の構築や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けてどのような取組が必要か、という観点から当

第2 市町村の対応

該項目を検討していく必要があります。

このような観点を踏まえつつ、地域脱炭素ロードマップに示すように「経済・雇用」「快適・利便」「循環経済」「防災・減災」に関連付けて脱炭素事業に取り組む方向性を提示するよう検討します。

一時的な取組ではなく、公益性のある施策を行う観点が重要であることから、地域経済にとってプラスとなる投資や雇用創出等の地域に還元される取組を設定することが望れます。

地域のニーズに合致し、かつ、実現可能なものとなるよう、先行利用者・周辺住民・事業者等が十分協議を行なながら、地域に応じた取組を検討してください。

(ウ) 定め方

表 2-9 に示すような取組を位置付けることにより、促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものと見込まれるものを定めることができます。

「計画策定市町村と連携して…の取組を行う」等、取組の実施に当たって連携すべき主体等を位置付けることも可能です。

なお、地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドラインは別冊第4章6を参照ください。

表 2-9 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例

| 地域への メリット | 取組例 |
|----------------------------|--|
| 地域経済 への貢献 | 域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組 |
| | 再エネ事業会社の地域内での新設や移転 |
| | 保守点検等の再エネ事業の運用に係る人材の、地元での雇用創出人材育成 |
| | 施工や運用に係る地元の事業者との協働 |
| | 地域金融機関や地域住民のファイナンス主体としての事業への参画 |
| | 地元の事業者や学生への技術の共有、教育プログラムの提供等の実施 |
| 地域にお ける社会 的課題の 解決 | 再エネの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用等他の政策分野の課題解決にもいかす取組 |
| | 再エネ事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組 |
| | 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組 |
| | 耕作放棄地・荒廃農地で農業への再活用への見込みのないものの有効活用 |
| | 発電施設・敷地等を活用した獣害対策 |
| | 再エネ設置に際して整備する作業用通路の農林業者等への供用 |
| 市町村が設置する地域振興等に係る基金への寄附 | |

※上記について、「計画策定市町村と連携しながら…」との文言を記載することも可能。

(4) その他設定に当たっての留意点

ア 域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の区域施策編への反映について

既に区域施策編を策定済の市町村において、新たに促進事業に関する事項を定める場合には、区域施策編の別冊ではなく本編に追記する形で計画の改定作業を行うことが望されます（都道府県と市町村が共同設定した場合は、別冊で定められることが想定され、単独設定の場合と共同設定の場合で取り扱いを分けることが望されます）。

イ 促進事業に関する事項の共同設定について

同一都道府県内の複数の地方公共団体が共同して地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定することも可能です。

例えば、複数の市町村にわたって促進事業に関する事項を共同設定する場合は、複数市町村にわたる促進事業計画の認定（法第22条の5）を見据えて、都道府県と共に共同設定を行うことが望されます（法第21条第6項）。

また、特定の市町村区域における再エネポテンシャルが当該区域内電力需要量よりも極めて大きい場合は、当該余力分を他の地域に供給することも可能となるため、再エネポテンシャルが少ない地域と連携して設定することも考えられます。

ウ 市町村が区域施策編を策定していない場合について

令和6年6月25日付環境調査第2406254号「地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等について（通知）」にも記載のとおり、促進事業に関する事項の設定に当たっては、その対象となる市町村において区域施策編が策定済みであるかを問わず、新たに促進事業に関する事項のみを設定することも可能とされています。この場合、促進事業促進に関する事項が、法第21条第3項第1号及び第5号の事項を兼ねることになりますが、法第21条第3項各号に規定するその他の事項を含めて記載を拡充していくことが望されます。

エ 既存の事業との関係

促進事業の趣旨は、地域共生型再エネの導入を促進する区域をあらかじめ指定することで、適地誘導と再エネポテンシャルの最大限活用を図ることにあります。このため、促進区域の候補となる区域において既に再エネ事業が実施されている場合や、再エネ事業の実施に向けた手続が行われている場合にかかわらず促進区域の候補となる区域を検討いただいても構いません。

一方で、促進事業制度は、促進事業として認定を受けていない再エネ事業を妨げるものではないため、促進区域の設定の有無によらず、既存事業の継続や、新規再エネ事業の実施に向けた手続が妨げられることはあります。

オ 既存事業を促進事業として認定する場合について

促進区域の設定時点で、既に個別の再エネ施設整備が見込まれる場合や整備が完了し発電等が実施されている場合に、当該再エネ事業を促進事業とする場合は、当該事業の中で、促進事業に関する事項に相当する事項を新たに検討し、促進事業計画の作成及び申請を行うことができます。

カ 促進事業に関する事項の設定時の合意形成について

促進事業に関する事項の設定において、協議会等の開催による地域住民の理解を得ることが望されます。

一方で、促進事業に関する事項の設定により、土地の権利に対する具体的な法的な効果は発生しないことから、法律上、促進区域予定地の地権者合意を求めてはいけないことに御留意ください。

キ 他制度との連携

(ア) 農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

市町村が、区域施策編において、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に促進区域（農山漁村再エネ法第5条第5項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する促進事業（農山漁村再エネ法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合で、当該区域施策編のうち促進事業に関する事項が農山漁村再エネ法第4条第1項に規定する基本方針に適合するときは、当該区域施策編に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備については、当該区域施策編を農山漁村再エネ法第5条第1項に規定する基本計画とみなします（第21条の2第1項）。

地方公共団体実行計画が農山漁村再エネ法の基本計画とみなされた場合、農山漁村再エネ法の設備整備計画の認定に係る規定（設備整備計画の認定、設備整備計画の変更、酪肉振興法、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び海岸法の特例（農地法、森林法、自然公園法及び温泉法に係る規定を除く。）等）が適用されます。

また、市町村は、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農山漁村再エネ法第5条第4項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する農山漁村再エネ法第5条第4項各号に掲げる事項を定めることができるとされています（第21条の2第2項）。

地球温暖化対策推進法における農山漁村再エネ法の特例措置との関係は図2-3のとおりです。

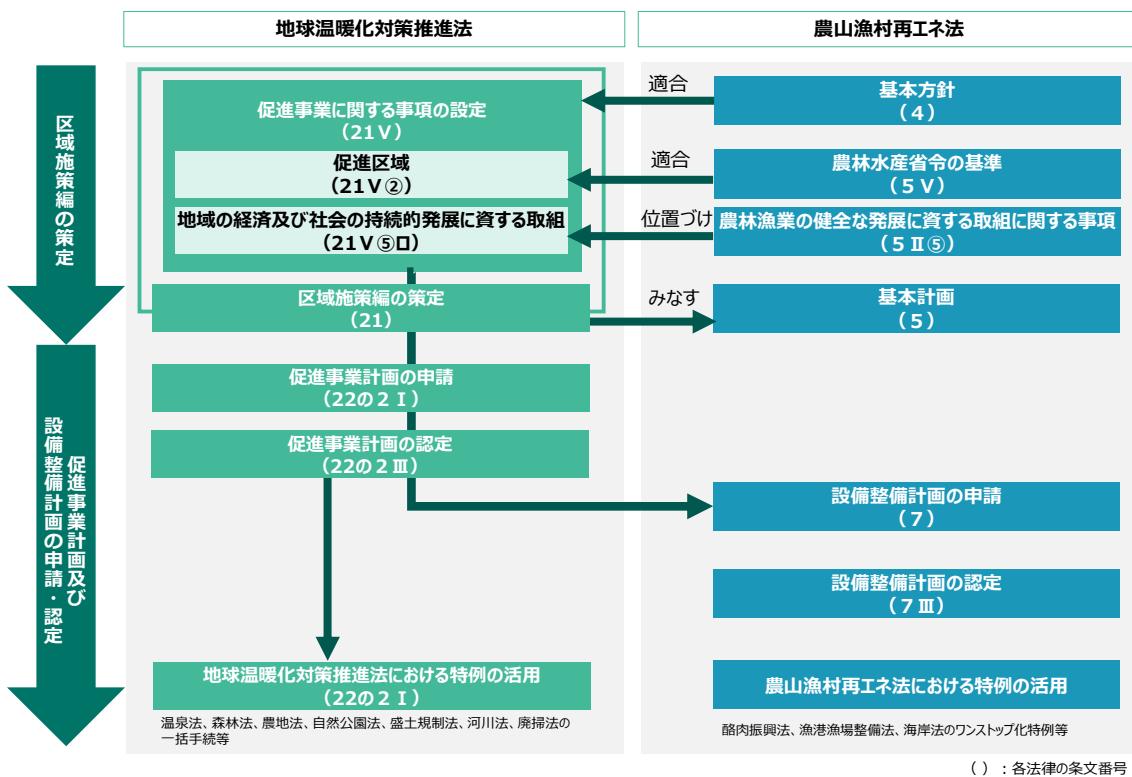


図 2-3 地球温暖化対策推進法における農山漁村再エネ法の特例措置

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）において、建築基準法の特例（建築物の高さ・容積率・建ぺい率の緩和等）が措置されています。このため、市街地や公有地に立地する建物に太陽光発電施設を設置する場合は、当該特例が適用される建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（令和6年4月施行。以下「再エネ利用促進区域」という。）を活用し、地域の脱炭素化の取組を進めることができます。

もっとも建築物省エネ法と地球温暖化対策推進法は、それぞれの法目的は異なるものの、再生可能エネルギーの利用・導入を推進するという観点において共通しております。このため、建築行政を担当する部局と、地球温暖化対策を担当する部局等再生可能エネルギー関連部局との連携によって 建築物省エネ法と地球温暖化対策推進法の各制度間（区域施策編）の整合性を確保することが望まれます。

なお、建築物省エネ法に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度は別冊第4章7をご参考ください。

第2 市町村の対応

【参考】国土交通省：【建築物省エネ法第60条～第64条】建築物再生可能エネルギー利用促進区域及び関連情報
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html>

(ウ) 風力発電に係る促進区域の設定における保安林の扱いに関する考え方について

保安林を促進区域に含める場合は、都道府県と相談し、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要です。

保安林は、認定を得た事業者が促進事業計画に従って行う促進事業（風力発電施設に限る。）については、森林法第26条第2項及び第26条の2第2項の「公益上の理由により必要が生じたとき」に該当するものとして保安林の解除の審査が行われます。このため、風力発電に係る促進区域として保安林を設定することを検討する場合、保安林を担当する都道府県の森林部局や森林管理局とよく相談し、必要な対応について確認してください。

なお、風力発電に係る都道府県基準において保安林が除外区域として定められている場合で、市町村において風力発電に係る促進区域として保安林を設定する必要があると判断した場合は、都道府県に対して基準の見直しを求めるようご検討ください。

2 促進事業計画の認定

(1) 概要

事業者から促進事業計画の認定の申請を受けた計画策定市町村は、当該申請が認定に係る要件に該当するものであったときは、その認定を行います（法第22条の2第3項）。

また、促進事業計画の認定に際し、計画に記載された行為が市町村による一括手続を利用できる行為である場合は、計画策定市町村はあらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得る必要があります（法第22条の2第4項）。

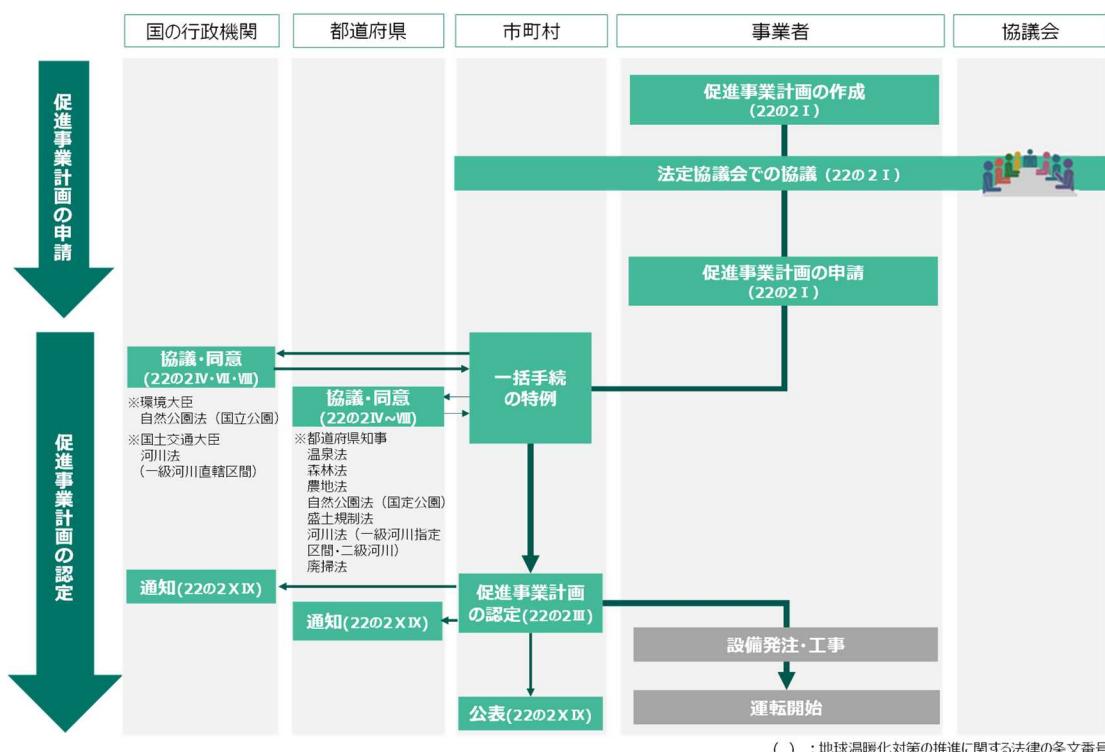


図 2-4 促進事業計画の認定手続フロー

(2) 法定協議会における協議

計画策定市町村において法定協議会が組織されている場合は、事業者からの認定申請前に、協議会で協議する必要があります。

事業者から促進事業計画の認定申請について相談があれば、市町村においては速やかに協議会を開催することが求められます。

(3) 促進事業計画の認定申請の受理

促進事業計画は、認定省令に定められた促進事業計画に係る認定申請書（別冊第6章様式第1）を用いて、促進事業を行おうとする事業者が作成します。

計画策定市町村は、事業者から促進事業計画の認定申請があった場合には、表2-10に示す事業計画の記載事項や表2-11に示す添付書類に不備がないか確認してください。

また、促進事業を行おうとする事業者が提出した促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は当該施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が、市町村による許可権者等への一括手続の対象となる場合は、条例の対象となる許可等に応じて、認定省令別記様式第2の1～13及び同省令別表に定める添付書類が提出されるため、併せて確認が必要です。

計画策定市町村は、後述する市町村による許可権者等への一括手続による事業開始に向けた諸手続の円滑化のため、促進事業計画の認定の申請の受付からその後の審査等の手続を迅速に処理することが重要であるほか、認定の申請から認定までの経緯を時系列に記録に残しておくことが望まれます。

表 2-10 促進事業計画の記載事項（法第22条の2第2項）

| 記載事項 |
|---|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。） |
| 地域脱炭素化促進事業の実施期間 |
| 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容 |
| 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容 |
| 地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組の要に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲 |
| 地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 |
| 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する次の取組に関する事項 ・ 地域の環境の保全のための取組 ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 |
| その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める事項 ・ 地域脱炭素化促進施設等の使用期間 ・ 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項 |

第2 市町村の対応

表 2-11 促進事業計画に係る認定申請書の添付書類
(地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項)

| 添付書類 | 備考 |
|--|---|
| 法人定款又はこれに代わる書面 | 申請者が法人でない団体である場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 |
| 申請者の最近二期間の事業報告書、賃借対照表及び損益計算書 | 左記書類がない場合は、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類 |
| 地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面 | 位置図、航空写真や現況写真等 |
| 地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面 | — |
| 地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるための書類 (農地法の特例(農地転用)の手続を受けようとする場合を除く。) | 土地の登記事項証明書(全部事項証明書) 権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書 |
| 地域脱炭素化促進施設においてバイオマスを利用する場合は、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類 | 事業者とバイオマスの調達先との協定書等 |
| 一般送配電事業者及び特定送配電事業者が維持、運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し | 一般送配電事業者、特定送配電事業者ごと、また契約する電圧の違いによって同意を得ていることを証明する書類が異なることに留意(※)。 |
| 地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他当該事業の実施体制を示す書類 | 平常時に加え、緊急時の連絡体制についても明示。 |
| 地域脱炭素化促進事業に係る関係法令(条例を含む。)に係る手続の実施状況を示す書類 | — |
| 地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書 | — |
| 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別表に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ求められる書類 | 地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する省令別記様式第2参照 |

※「なっとく！再生可能エネルギー」接続の同意を証する書類について

<https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html>

表 2-12 特定の行為を記載する場合にあっては提出が必要な書類 (1/3)

| 行為 | 書類 |
|--|---|
| 法第22条の2第4項第1号に掲げる行為(温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の許可に係るものに限る。) | 別記様式第2の1による書類及び温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条第2項各号に掲げる書類 |
| 法第22条の2第4項第1号に掲げる行為(温泉法第11条第1項の許可に係るものに限る。) | 別記様式第2の2による書類及び温泉法施行規則第6条第2項各号に掲げる書類 |

第2 市町村の対応

表 2-12 特定の行為を記載する場合にあっては提出が必要な書類 (2/3)

| 行為 | 書類 |
|---|--|
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 2 号に掲げる行為 | 別記様式第 2 の 3 による書類及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 4 条各号に掲げる書類 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 4 による書類及び森林法施行規則第 59 条第 1 項各号に掲げる書類（同条第 2 項の規定により添付を省略することができるものを除く。） |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為（森林法第 34 条第 2 項の許可に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 5 による書類及び森林法施行規則第 61 条第 1 項各号に掲げる書類（同条第 2 項の規定により添付を省略することができるものを除く。） |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 6 による書類及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 30 条第 1 項各号に掲げる書類 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為（農地法第 5 条第 1 項の許可に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 7 による書類及び農地法施行規則第 57 条の 4 第 2 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる書類 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の許可に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 8 による書類並びに自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 10 条第 2 項各号に掲げる図面、同条第 3 項に規定する書類及び同条第 4 項各号に掲げる事項を記載した書類 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 9 による書類及び自然公園法施行規則第 10 条第 2 項各号に掲げる図面 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号に掲げる行為（宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号に掲げる宅地造成をいう。）又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 条第 3 号に掲げる特定盛土等をいう。以下同じ。）に関する工事に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 10 による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる書類を添付したもの |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号に掲げる行為（土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 条第 4 号に掲げる土石の堆積をいう。以下同じ。）に関する工事に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 11 による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類を添付したもの |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号に掲げる行為（特定盛土等に関する工事に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 10 による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 63 条第 1 項各号に掲げる書類を添付したもの |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号に掲げる行為（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 11 による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 63 条第 2 項各号に掲げる書類を添付したもの |

第2 市町村の対応

表 2-12 特定の行為を記載する場合にあっては提出が必要な書類（3/3）

| 行為 | 書類 |
|---|---|
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号に掲げる行為 | 別記様式第 2 の 12 による書類、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 11 条の 2 第 2 項第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 26 条第 1 項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 10 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 13 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 10 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。） | 別記様式第 2 の 14 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 11 の 5 第 2 項において準用する第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面 |
| 法第 22 条の 2 第 4 項第 11 号に掲げる行為 | 別記様式第 2 の 15 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 35 第 2 項各号に掲げる書類及び図面 |

（4） 促進事業計画の認定

計画策定市町村は、促進事業を行おうとする事業者から認定申請があった促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとされています。（法第 22 条の 2 第 3 項）

- ・促進事業計画の内容が促進事業に関する事項に適合するものであること
- ・促進事業計画に記載された促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
- ・その他認定省令で定める基準に適合するものであること

（5） 認定後の通知・公表

計画策定市町村は、促進事業計画を認定したときは、促進事業計画を提出した事業者に対して通知します。また、審査の結果、認定しない場合においても、その理由を明記した上で、書面等により通知することが望まれます望ましいです。

また、計画策定市町村が促進事業計画を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知します（法第 22 条の 2 第 17

第2 市町村の対応

項)。

認定後の促進事業計画についても、認定省令で定める事項について、公表する必要があります（法第22条の2第17項）。

3 促進事業計画の認定後の対応

(1) 事業者への指導及び助言

計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定された促進事業計画に従った事業を実施していないと認められる場合には、その理由を聴取し、同事業計画に基づいて事業を実施するように指導することとなります。

また、計画策定市町村は、必要に応じて、協議会等の構成員となっている有識者等の知見等も活用しつつ、事業の適確な実施のために必要な助言を行います。

(2) 特例への対応

ア 概要

計画策定市町村が促進事業計画を認定することにより、認定地域脱炭素化促進事業者は各種特例を受けることができます。

そのうち地球温暖化対策推進法による特例としては大きく2つあります。

- ① 市町村による許可権者等への関連法令の許可等に関する一括手続
- ② 環境影響評価法の配慮書特例（配慮書手続が省略される）

許可等に関する特例は、本来は事業者自らが行うべき許可等手続を計画策定市町村が許可権者等への協議により同意を得て、許可等のみなしとすることにより（以下「一括手続」という。）、認定地域脱炭素化促進事業者の様々な事務に要する手間の削減や期間の短縮等を目的として設けられているものです。

促進事業計画の認定の申請により、市町村による一括手続の対象となる行為は、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、盛土規制法、河川法、廃掃法の一部の許可等です（表 2-13 参照）。

なお、促進事業のうち、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、盛土規制法、廃掃法については、地域脱炭素化促進施設、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（促進区域内で実施するものに限る。）が対象になり、河川法については地域脱炭素化促進施設が対象となります。

環境影響評価法の配慮書手続の省略は、都道府県基準が定められた市町村における促進区域で行なわれる事業については、促進事業計画の認定を受ける場合に限られます。

第2 市町村の対応

表 2-13 市町村による一括手続の対象となる許可等手続の概要

| 対象 | 対象となる行為 | 許可権者等 |
|-------|---|--|
| 温泉法 | 温泉をゆう出させる目的での土地の掘削、ゆう出路の増掘等 | 都道府県知事の許可 |
| 森林法 | 地域森林計画対象民有林（保安林等を除く。）における開発行為、保安林における立木の伐採や土地の形質変更等 | 都道府県知事の許可 |
| 農地法 | 農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の転用のための権利移動 | 都道府県知事等の許可 |
| 自然公園法 | 国立/国定公園内における工作物の新築、土地の形質変更等の開発行為等 | 環境大臣、都道府県知事（国定公園）の許可（特別地域における行為の場合）又は届出（普通地域における行為の場合） |
| 盛土規制法 | 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事 | 都道府県知事の許可 |
| 河川法 | 水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用 ※地域脱炭素化促進施設のみ対象 | 河川管理者※への登録 ※国土交通大臣、都道府県知事 又は指定都市の長 |
| 廃掃法 | 廃棄物処理施設における熱回収施設の設置 | 都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。 |
| | 指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更 | 都道府県知事等への届出 |

イ 市町村による一括手続の対応体制

計画策定市町村は、これまで事業者が各許可権者等に申請していた内容を一括して受け付け、該当する許可権者等と協議し、同意を得ることとなります。

事業者から促進事業計画が提出され、同計画中に記載された事業が市町村による一括手続を利用できる行為（第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、当該行為に関する法令を所管している許可権者等からの同意を得るため、当該計画書類を許可権者等に速やかに送付することが必要です。その際、市町村による一括手続が事業の円滑化につながるよう、計画策定市町村は、特例対象となっている許可等手続の標準処理期間を踏まえて迅速に対応することが重要です。

計画策定市町村においては、事業者が許可等の市町村による一括手続を使用する場合に備え、あらかじめ申請受付と庁内の相談に係る体制を準備しておくことが望まれます。事業者に対しては申請窓口として1か所を指定・明示すると分かりやすいです。

他法令に基づく特例として、31～33ページに記載の農山漁村再工法や建築物省工法に基づく計画と連動ができている場合、これら法令に基づく各種の特例も適用できます。その他の特例の種類及び詳細については別冊第4章7にて解説しています。

(3) 促進事業計画の変更

市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者から認定済の促進事業計画の変更について相談があった場合、軽微な変更を除き、法定協議会が組織されている場合は協議会での協議を経て、変更申請の認定を行うこととなります（法第22条の3第1項）。事業計画の変更・認定手続フローを図2-5に示します。

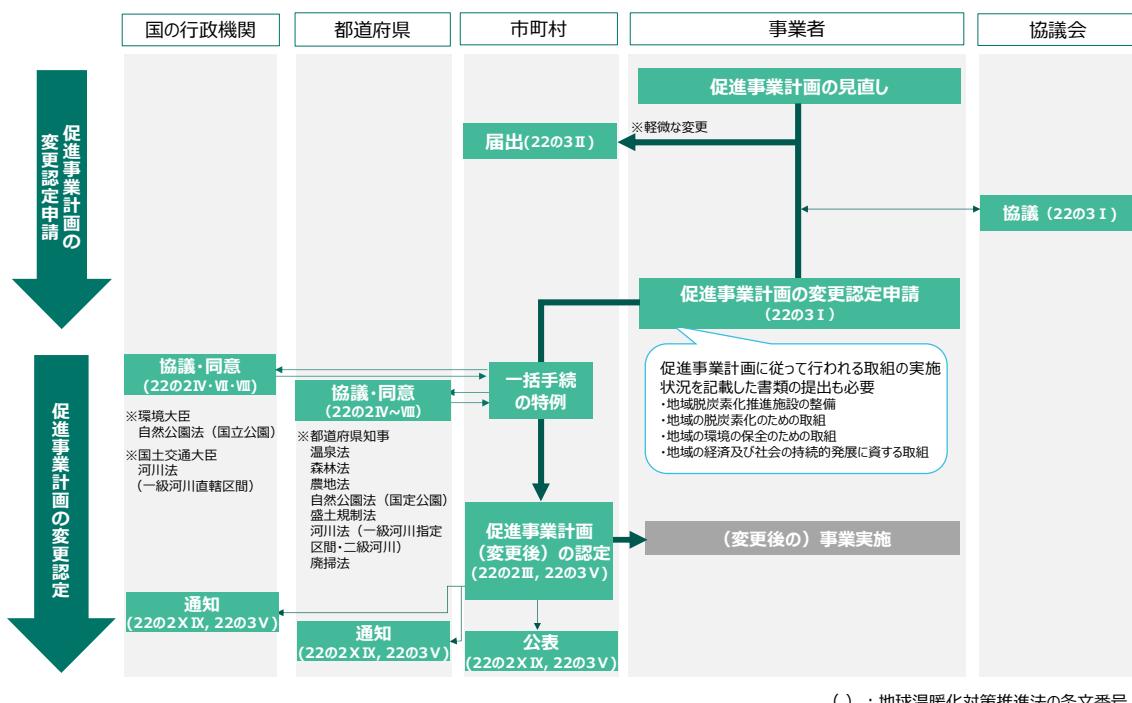


図2-5 事業計画の変更・認定手続フロー

ア 法定協議会における協議

促進事業計画の認定を受けた後に、認定地域脱炭素化促進事業者が計画変更をしようとする際、計画策定市町村に法定協議会が組織されている場合は、変更後の促進事業計画を協議会において変更認定申請前に協議する必要があります（法第22条の3第1項）。これは、計画策定市町村からの指導及び助言に基づき促進事業計画の変更を行う場合においても同様です。

イ 促進事業計画の変更の申請の認定

認定省令第8条に基づき、認定地域脱炭素化促進事業者が促進事業計画の変更の認定の申請を行う場合は、表2-14に示す書類が提出されます。

計画策定市町村はこれを確認し、要件に該当する場合は認定します。

第2 市町村の対応

表 2-14 促進事業計画の変更に係る認定申請書及び添付書類
(認定省令第8条)

| 書類 | 備考 |
|--|--|
| 地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（別記様式第3） | 変更事項の内容を変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更理由、添付を省略する書類を記載。 |
| 添付書類（地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類） | 地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、同施設の整備と併せて実施する地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況を記載。 |
| 認定申請時添付書類（表 2-11 参照）から内容に変更があったもの | 認定申請時に計画策定市町村に提出されている書類の内容に変更がなければ、申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略可。 |

ウ 関係行政機関との協議

認定済の促進事業計画について計画変更の申請があった場合、変更内容が、市町村による一括手続を利用する行為（法第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、計画策定市町村は関係法令の許可権者等に対して協議を行い、その同意を得る必要があります。

当初の事業計画は各法令の許可基準に適合したとしても、その後の計画変更により施設の規模や立地、関連行為の内容等が変更すれば許可基準に適合しなくなる可能性があり、許可権者等が変更後の内容について確認する必要があるためです。

エ 軽微な変更

認定済の促進事業計画に係る変更のうち、認定省令第9条で定める軽微な変更については、協議会における協議や促進事業計画の変更に係る認定の申請は不要です（法第22条の3第1項）。

この場合、認定地域脱炭素化促進事業者は、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければなりません（法第22条の3第2項）。

オ 変更認定後の通知・公表

計画策定市町村は、促進事業計画の変更を認定したときは、認定地域脱炭素化促進事業者に対して通知します。また、認定をしない場合においても、その理由を明記した上で、書面等により通知することが望されます。

また、計画策定市町村が促進事業計画の変更を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知します（法第22条の3第5項）。

変更認定後の促進事業計画についても、認定省令で定める事項について、公表する必要があります（法第22条の3第5項）。

(4) 促進事業計画の認定取消し

ア 認定取消し時の措置

計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し促進事業計画の認定を取り消す不利益処分をしようとする場合には、行政手続法に基づき、原則として、当該事業者の意見陳述の機会として聴聞手続を執らなければなりません。

イ 認定取消し後の通知・公表

計画策定市町村は、促進事業計画の認定の取消しを行ったとき、その旨を関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知し、認定取消しを公表する必要があります（法第22条の3第4項）。

なお、認定を取り消した促進事業計画は、協議会等において、地域住民その他の利害関係者との合意形成や情報共有を行った上で認定していることから、計画策定市町村は、地域住民その他の利害関係者及び協議会に参加した構成員に対しても、認定取消しの理由と併せてその旨を通知することが考えられます。

4 合意形成について

市町村における促進事業に関する事項の設定や、事業者からの認定申請受付等の手続に際して、市町村は各方面の合意形成の中心的役割を担う必要があります。ここでは、合意形成の各種手法について解説します。

(1) 法定協議会による合意形成

ア 法定協議会の概要

法定協議会（法第22条）が地方公共団体において組織されている場合、当該協議会での協議を実施することにより、促進事業に関する事項の設定や、促進事業の認定（法第22条の2）等に際して、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させることができます。

イ 法定協議会の構成員について

促進事業は、円滑な合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域と共生する再エネの導入を拡大することを目的としているため、法定協議会には、多様な立場の関係者の参画が求められます。法定協議会の構成員については、法第22条第2項において表2-15に掲げる者をもって構成するものと定められていますが、導入を検討する再エネ種や促進区域の立地特性によって、検討すべき内容や関係者を柔軟に変更していくことも考えられます。

表 2-15 協議会の役割及び構成員（1/2）

| 構成員 | 期待される役割 |
|------------------------|---|
| 促進区域を定めようとする都道府県または市町村 | 本協議会の設置・運営主体になります。必要に応じて主幹となる部局のみならず、関係する部局にも参加を求めることが重要です。 |
| 共同で促進区域の設定を行う都道府県及び市町村 | とりわけ複数の市町村の行政区域をまたいだ促進区域を設定する必要がある場合には、近隣市町村と共同で協議会を設置、運営するとともに、都道府県の担当部局にも参加を求めることが重要です。 |
| その他関係する地方公共団体 | 共同で促進区域を設定しない場合でも、管轄の都道府県や近隣市町村等の参画を必要に応じ求めることが重要です。 |
| 関係する国の機関 | 促進区域の設定に当たって、促進事業計画の認定における協議等において円滑な調整が可能となるよう、例えば、地方環境事務所、地方経済産業局、地方整備局、地方農政局、森林管理局、防衛省といった国の機関にも参加を求めることが望まれます。 |

第2 市町村の対応

表 2-15 協議会の役割及び構成員（2/2）

| 構成員 | 期待される役割 |
|---|---|
| 促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者 | 促進区域等の設定時においては、公平性の観点から事業者は一定の距離感が求められるため、事業者はオブザーバー等の立場から情報提供を行う役割として協議会に参加することが妥当です。 |
| 法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター | 地域地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）は、法に基づき全国の都道府県知事や政令指定都市等の市長によって指定されています。地域で地球温暖化防止活動に取り組む拠点です。として、地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「紹介・相談」「調査研究」「情報提供」等の活動を行うことが期待されます。 |
| 学識経験者ほか必要と認める者（住民代表、産業団体、農業従事者団体等のステークホルダーを含む。） | 地域共生型再エネの導入に当たっては、以下の要素を考慮した地域の合意形成が必要となることから、それぞれの観点から合意形成を進めるための有識者他関係者の参加が期待されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業や地方公共団体が中心となること ・地域の雇用や資本を活用すること ・地域資源である豊富な再エネ資源等の活用を行うこと ・再エネの導入に際してのコスト、適地の確保、環境との共生等（景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった懸念）に考慮すること |

ウ 法定協議会の組織・運営主体

法定協議会は、都道府県又は市町村において組織・運営します（注1、2）。

注1 協議会運営の効率化の観点から、以下のような運営が考えられます。

①環境審議会等の既存の協議の枠組みの活用（※）

※この場合、当該既存の枠組みが、地球温暖化対策推進法に基づく協議会である旨併記が必要です。

②都道府県及び市町村による共同の協議会設置（※）

※共同での組織・運営によって、協議会運営に係る負担低減が見込まれます。（R6年改正による複数市町村にわたる促進区域を設定する場合の都道府県との共同設定については63～70ページ参照。R6年改正での地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等の通知は別冊第3章第3参照。）

注2 円滑な合意形成の観点から、以下のような運営方法が考えられます。

①協議会を親委員会として位置付け、その下に再エネ種別に分科会を設置（※）

※再エネ種別に環境保全の観点、社会的配慮の観点から共通の懸念事項、複数の異なる懸念事項が考えられ、関係者が大きく異なること等が想定されます。このため、協議会における合意形成を円滑に図るために、以下のi.～iii.の流

第2 市町村の対応

れによる運営が適切な場合があります。

- i. 再エネ種別に個別の専門的な議論を分科会で実施
- ii. 当該再エネ種に係る促進区域の設定を分科会で実施
- iii. 結果を親委員会に報告し、親委員会が全体の地方公共団体実行計画を決定

工 協議会運営の方針

(ア) 協議会の公開の原則

法定協議会の運営に当たっては、地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保することが重要です。このため、協議会は公開での開催、若しくは会議後に議事録を公開するとともに、その資料についても、基本的に公開するべきです。

ただし、個別事業者若しくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合等、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とする等、慎重に取り扱う必要があります。

(イ) 法定協議会の運営に関し必要な事項を定めること

例として、以下のような協議会の運営に必要な事項は、協議する範囲を検討した上で、開催要領等として定めることが求められます。

- ・協議会の目的
- ・会の構成員、役員及び任期
- ・事務局 等

(ウ) 法定協議会を開催する時期

促進事業に関する事項の設定や促進事業計画の認定に係る合意形成、その後のフォローアップに際して定期的な開催が想定されます。この場合、開催の時期は事前に公表し、地域住民その他の利害関係者に周知することが考えられます。

(2) その他の合意形成手法について

都道府県又は市町村において法定協議会を組織していない場合でも、促進事業に関する事項の設定に際しては、当該制度の趣旨に鑑み、あらかじめ、地域住民やその他利害関係者、関係行政機関の意見を聞くことを念頭に合意形成の機会を設けることが望まれます。

合意形成の手法は複数存在しますが、ここでは2020年3月に環境省が作成した「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」を参考に、いくつかの手法を紹介します。

なお、地熱発電における協議会は別冊第4章8をご参照ください。

第2 市町村の対応

ア 関係者・関係機関の洗い出し

(ア) 地方公共団体内における実施体制の整備（関係部署との連携）

地方公共団体内の幅広い部署で連携して、地域全体のグランドデザインを検討することが重要です。地球温暖化対策部局と環境保全部局が連携するのみならず、以下例として表2-16に掲げる部局との連携が考えられます。

こうした連携をサポートするため、専門的知識や議論を取りまとめる技術を有する地域の専門機関、環境コンサルタント・調査会社、団体等と連携することも考えられます。

表2-16 地方公共団体内の関係部局の例（風力の場合）

| 所管 | 担当部局 |
|------------------|-------------------------------|
| 事業推進 | 企業局、エネルギー部局、企業立地推進部局 等 |
| 環境影響評価 | 環境保全部局 |
| 許可等 | 自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区 等 |
| | 環境保全部局、観光部局、農林部局 |
| | 保安林等 |
| | 農林部局 |
| | 文化財 |
| | 教育委員会（市町村・都道府県） |
| | 景観形成区域 |
| 農用地区域、農地等 | 都市計画部局 等 |
| 水質資源保護水面、漁業権設定区域 | 農林部局（市町村・都道府県・農業委員会） |
| 空港の制限表面 | 水産部局 |
| 地域振興、観光関連等 | 空港部局 |
| 河川、道路等 | 地域振興局、観光部局、世界遺産登録関係部局 |
| 河川、道路等 | 建設部局 |

注：担当部局欄において（ ）で示す箇所以外は都道府県を想定した部署等の分類を示す

(イ) 調整が必要な関係者・関係機関

意見等の調整が必要になる関係者・関係機関等を抽出する必要があります。関係者・関係機関の抽出に取りこぼしがあると、議論・検討が進んだ後に手戻りが生じることがあるため、幅広に抽出しておくことが肝要です。

例えば、産業団体と一定の合意に至っている場合であっても、団体に加盟していない関係者と調整が必要となる場合等も考えられます。景観や鳥類の渡り等のように広範囲に影響する環境要素や、複数の地方公共団体の関係者・関係機関が利用している区域がある場合については、近隣の地方公共団体との調整が必要になることもあります。

第2 市町村の対応

表 2-17 関係者・関係機関の例（風力の場合）

| 分野 | 関係者・関係機関 | |
|--------------------|---|--|
| 法規制等 | 国 | 環境省 地方環境事務所 経済産業省 地方経済産業局 資源エネルギー部 総務省 地方総合通信局 文化庁 農林水産省 地方農政局 林野庁 森林管理局 森林管理署 水産庁 地方漁業調整事務所 国土交通省 地方整備局 港湾空港部 気象庁 防衛省 防衛政策局運用政策課 等 |
| | 都道府県・市町村 | (表 2-16 参照) |
| 先行利用者 | 農業関係者・団体（農業者、農業協同組合、農業委員会 等） 林業関係者・団体（森林組合 等） 観光事業者（スカイスポーツ等）・団体 等 (商工会、観光協会 等) | |
| 環境保全等に関する対象等 | 環境保全団体、環境保護団体、景観まちづくり団体 | |
| 地域住民等 | 地域住民、地域住民団体、地域住民組織、地方公共団体議会議員、別荘の所有者 | |
| 有識者、専門家、学芸員、試験研究機関 | 以下の分野の有識者等 環境政策（ゾーニング、環境法令・制度、環境社会学、再エネ等）、合意形成、生活環境（騒音、風車の影等）、自然環境（景観、鳥類、その他生物、生態系、自然保護全般等）、風力発電 | |
| 事業者 | 事業者団体、地元風力発電関連産業業者 | |
| 電力関係 | 一般送配電事業者※、再エネ事業者 | |
| 金融機関 | 大手銀行、地方銀行等 | |
| 関係地方公共団体 | 隣接する地方公共団体 | |

※電源や系統に関する公開・開示情報の活用等

イ 合意形成の方法について

それぞれの関係者・関係機関との意見調整方法の検討に当たっては、地域性や各主体の特性等に応じ、適切な方法を選定する必要があります。

また、円滑に合意形成を進めるためには、関係法令による各種制度との整合を図る必要があり、所管部局に早期に個別ヒアリング・調整することが必要です。また、協議会等の会議体にオブザーバーとして参画することを打診することも考えられます。

第2 市町村の対応

表 2-18 住民・先行利用者等の理解醸成方法の例と概要

| 方法 | 概要・特徴 | 事例 |
|---------------------------------------|---|--------------------------|
| 1：協議会等 | 多様な主体が集まり、一つのテーマについて議論することから、情報共有、意見聴取、合意形成の場として有効である。 | 北海道石狩市 |
| 2：個別ヒアリング・調整 | 住民や環境保全団体、先行利用者等に個別に情報共有及び意見聴取する手法として用いられる。多くの主体と協議する必要がなく、個別調整する事項、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。 | 北海道石狩市 |
| 3：有識者等ヒアリング | 有識者等に専門的見地からの助言や情報提供を得るために、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。 | 北海道石狩市 (作業部会) |
| 4：説明会 | 対象が広範・多数に及ぶ場合の情報提供や意見聴取の手法として有効である。 | 秋田県にかほ市 静岡県浜松市 |
| 5：アンケート | ある特定の対象(住民、事業者、先行利用者等)に広く意見聴取をする手法として用いられる。 | 北海道石狩市 |
| 6：パブリックコメント | 住民や事業者等の幅広い関係者・関係機関から広く意見聴取する手法として用いられる。 | 長崎県西海市 |
| 7：勉強会・ワークショップ | 関係者・関係機関が再工ネ等になじみがない場合、勉強会等の開催により関係者・関係機関の理解を深めることができる。ワークショップでは、少人数のグループごとにあるテーマで意見を出し合い、多様な立場の方と議論を重ねていくことで、理解を深めたり、方向性を定めたりすることができる。 | 長崎県西海市 北海道八雲町 |
| 8：普及啓発イベント | 協議会等構成メンバー以外にも、広く地域住民、先行利用者等を対象にしたい場合に有効。子供も含めた若年層も対象に行いややすい。 | 宮城県 北海道八雲町 福岡県北九州市 |
| 9：JFF (Joint Fact Findings: 共同事実確認方式) | 地域や全国で活動する環境保全団体等と連携し、調査・分析・評価を行う方法。既存情報の収集に加え、地方公共団体が追加的な現地調査を行う場合に有効である。 | — |
| 10：他地域との交流・現地視察 | 実際に発電設備が導入されている地域を訪問し、稼働している施設の視察や、地域との関わり等について現地の関係者・関係機関と意見交換を行うことにより、参加者の理解を深め、その後の調整・協議の円滑化が期待できる。 | 宮城県 |

第2 市町村の対応

【秋田県にかほ市における取組】

○住民との意見交換会

開催日：2019（令和元）年7月6日（土） 13時～17時

開催場所：にかほ市総合福祉交流センター

内容：

第1部 事業説明会

概要 ゾーニング事業についての説明、風力発電に関する情報提供

第2部 ワークショップ（グループトーク）

概要 第1部参加者が風力発電について、ゾーニング実証事業についての疑問点や期待、懸念について議論

参加人数：第1部 約40人

第2部 約20人

開催結果：第2部の意見交換会において、風力発電施設を建てても良い場所、建ててもしくない場所を住民から聞き取った結果、住宅や学校、病院等から離隔を取ること、景観についての意見が多く出た。また、今後地域で風力発電を導入していくに当たって、どのような点について検討が必要なのか、地域にとってのメリットは何か等についての意見が出た。

出典：「風力発電に係るゾーニング事業住民説明会のご案内」

秋田県にかほ市ホームページ（出典URL：

<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=3053>

図 2-6 説明会等の開催事例

- 実施対象：無作為に抽出した市民1,000名
- 実施時期：平成29年12月22日～平成30年1月26日
- 実施方法：アンケート調査票に返信用封筒を同封し、回収を行う。
- 調査票：図39に示す
- 配布数：1,000通
- 回収数：262通（回収率：26.2%）



出典：平成30年度 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道 石狩市）報告書
(石狩市、平成31年3月)

図 2-7 アンケート調査事例